第15号議案

ふじみ野市立文化施設条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 ふじみ野市立文化施設条例の一部を改正する条例(令和4年ふじみ野市条例第 11号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項各号の改正規定を次のように改める。

第4条第1項各号を次のように改める。

- (1) 東文化施設 毎月第3月曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)並びに1月1日から同月4日まで及び12月29日から同月31日までの日
- (2) 西文化施設 毎月第2月曜日(休日に当たるときは、その日後において その日に最も近い休日でない日)並びに1月1日から同月4日まで及び1 2月29日から同月31日までの日

附則第1項中「令和5年10月1日」を「公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年2月20日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

ふじみ野市立文化施設の休館日の変更等を行うため、ふじみ野市立文化施設条例の一部を改正する条例の一部を改正したいので、地方自治法(昭和22年 法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。